

個人住民税の特別徴収の実施と令和2年度【令和元年（平成31年）分】給与支払報告書の提出について



問合せ 税務課 市民税係 ☎ 0739-26-9920

個人住民税の特別徴収を実施します

個人住民税の特別徴収とは？
事業所（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の方（給与所得者。正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む。）が納めるべき個人住民税を毎月の給与の支払時に徴収（天引き）し、市区町村に納入していただく制度です。

■どのような場合に特別徴収義務者になるのでしょうか？
地方税法の定めにより、所得税の源泉徴収義務者である場合は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。ただし、次の場合は普通徴収（従業員の方が自分で納付）とすることができません。

- ◇退職者又は退職予定者（5月末日まで）
- ◇給与支給額が少なく、個人住民税額を引ききれない
- ◇給与の支払が不定期（毎月支給されていない）
- ◇他の事業所で特別徴収されている（乙欄）

※普通徴収とする場合は、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を必

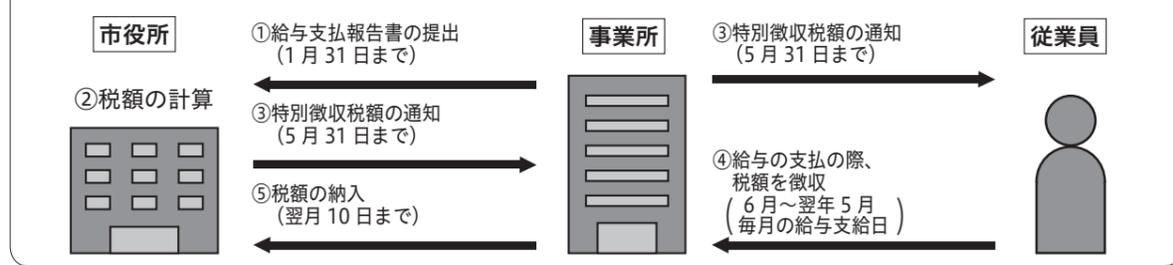
ず提出してください。また、該当する従業員の方の個人別明細書の「摘要」欄に普通徴収に該当する理由を記載してください。

■特別徴収のメリット
従業員の方にとっては、毎月給与から徴収されるため、わざわざ金融機関へ納税に向く手間を省くことができます。また、普通徴収は年4回払いに対して、特別徴収の場合は、1年分の税額を12回に分けるため、1回当たりの納付額が少なくなります。

事業所にとっては、従業員の方それぞれの個人住民税額は、市区町村で計算しお知らせしますので、所得税のように年末調整をするなどの手間がかかりません。

※住民税をはじめとする地方税は、皆さんの身近な行政サービスに使われています。適正な課税事務の遂行のため、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いたします。

■特別徴収の仕組み



※従業員の方が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。
※令和元年10月より地方税共通納税システム（電子納税）により、納入することができます。

令和2年度（令和元年（平成31年）分）給与支払報告書を提出してください

■提出期限 令和2年1月31日

■提出先 令和2年1月1日現在における従業員の方の住所地の市区町村です。市の場合は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ直接お持ちいただくか、左記へ郵送してください。

【個人事業主の方が提出する場合は、事業主ご本人の個人番号と本人確認の書類が必要となります】

■番号確認及び本人確認を行う時に使用する書類の例

◇個人番号カード（番号確認＋本人確認）
◇通知カード等（番号確認）＋運転免許証、公的医療保険の被保険者証等（本人確認）

※代理人が提出される場合は、事業主ご本人の個人番号が確認できる書類（写しでも可）と代理人の確認書類（税務代理権限証書・税理士証票等）が必要となります。

■受付場所 税務課 市民税係（本庁舎2階）
〒646-8545 新屋敷町1

田辺市文化賞の受賞者が決定しました

問合せ 秘書課 秘書係 ☎ 0739-26-9910



市では、昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、この時期に市の文化（学術、芸術、体育、生活文化等）の発展に貢献された方に本賞を贈り、その功績をたたえております。創設から50回目という節目を迎えた本年は、熊野で産出される香り高い杉材を用い、桶職人として伝統の技法を長年にわたり守り続けながら、古から育んできた木の文化、和の文化を今に伝える、松本演次氏に本賞をお贈りすることに決定しました。



まつもと はまじ 松本 演次 氏

略歴

昭和9年 西牟婁郡近野村（現中辺路町）生まれ
昭和21年 近野国民学校 卒業
昭和27年 田辺市内の桶職人の下に弟子入り
昭和40年 製材会社に勤務
平成6年 製材会社を定年退職後、郷里の実家で工房「桶濱」を開設

平成27年 公益社団法人 国土緑化推進機構「森の名手・名人」認定
平成27年 第2回OVER 60 全国スマイルコンテスト 男性の部グランプリ
平成30年 和歌山県名匠表彰

田辺市文化賞受賞コメント〈原文〉

今回の田辺市文化賞の連絡をいただき、素晴らしい業績をお持ちの方がいらっしゃるなか、私どもでいいのかとの思いもありました。

桶職人として多少ながらもお役に立つことが出来ているのであれば幸せで、皆様に感謝の気持ちでいっぱいです。桶づくりに「正直（しょうじき）」という作業があります。この作業を怠ると、完成した後に水を入れると漏れてしまいます。言葉のとおり「きっちり」と「ていねい」に仕上げることが「正直」ということです。

この受賞を励みに、これからもこの「正直」を繰り返し、繰り返し、身体の続く限り桶を製作していきたいと思えます。

最後に、この賞をいただく事になりましたことを深く感謝する次第です。ありがとうございました。

【受賞者の紹介】

昭和9年、西牟婁郡近野村（現在の田辺市中辺路町）に生まれる。18歳の頃、父の勧めにより田辺市街で営む同郷出身の桶職人の下に弟子入りし、修行を積む。師匠の下で技術に磨きをかけ、当時市内に数ある桶屋とともに、主な取引先であった大阪へ桶を納品する多忙な日を送る。

昭和40年代の高度成長期に入ると、安価なプラスチック製品が市場に回り、桶職人の仕事が減少。このため、桶作りから離れ、市内の製材会社で製材業に従事。定年により製材会社を退職後、中辺路町野中の実家に戻った際、古い桶の修理を頼まれ、その桶が師匠の大正13年の作であったことから運命的なものを感じ、「桶濱」の屋号で桶作りを再開。厳しい修行の中で身に付けた技術は20年余りのブランクをもとめせず、以来、20年以上の長きにわたり製作に励んでいる。

桶作りの一つに、「樽」と呼ばれる板を一枚一枚組み合わせる

「正直」という工程があり、桶作りの良し悪しを決定するもので、独特の鉋を用い、長年の感覚に裏打ちされたミリ単位で木を削る作業は実に精緻で根気のいる作業である。材料には、熊野地方で切り出された杉材を用い、一つ一つを丁寧に仕上げる氏の桶は、木の香りとともに、手作りならではの温かさと木ならではの優しさを醸し出している。

また、マスクミでも紹介される中、地元カメラマンが「桶濱」で作業する氏の笑顔を捉えた写真が、第2回OVER 60全国スマイルコンテストで、全国1645名の応募作品の中から「男性の部」で見事にグランプリを受賞。現在は、貴重な桶職人として、桶作りのほか、桶作りを学ぼうとする方や遠方から持ち込まれた桶の修理なども気安く受けており、80歳を超えて今なお精進しようとするその真摯な姿勢と心意気は県内外から信頼を得ており、古から育んできた木の文化、和の文化を今に伝える功績は大きい。

全国学力・学習状況調査が行われました



問合せ 学校教育課 指導係 (☎ 0739-26-9942)

4月18日に、小学6年生・中学3年生を対象とし、国語と算数/数学、英語(中学生)から構成された全国学力・学習状況調査が行われました。詳しくは、ホームページに掲載しています。

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/gakkou/index.html>

■学力調査の結果から

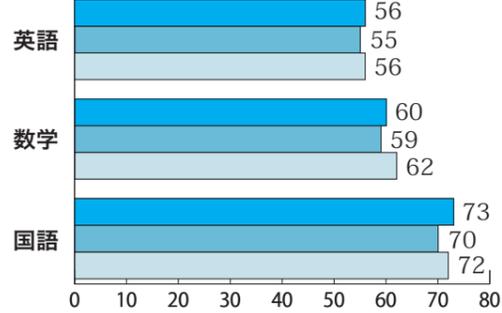
・科目別平均点

■ 全国 ■ 和歌山県 ■ 田辺市

◇小学6年生



◇中学3年生



・和歌山県、全国と比較した田辺市の領域別正答率

(単位：%) ○…3%以上高い ▼…3%以上低い ○…ほぼ同じ

国語	和歌山県	全国	算数	和歌山県	全国
話すこと・聞くこと	○	○	数と計算	○	○
書くこと	○	○	量と測定	○	○
読むこと	○	○	図形	○	○
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	○	○	数量関係	○	○

国語	和歌山県	全国	数学	和歌山県	全国
話すこと・聞くこと	○	○	数と式	○	○
書くこと	○	○	図形	○	○
読むこと	○	○	関数	○	○
伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項	○	○	資料の活用	○	○

英語	和歌山県	全国
聞くこと	○	○
話すこと(参考値)	-	-
読むこと	○	○
書くこと	○	○

■学習状況調査の結果から(抜粋) (単位：%)

質問事項	小6		中3		学習状況調査についての考察	
	田辺市	全国	田辺市	全国		
学校生活に関すること (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合)	学校に行くのは楽しいと思いますか	86.5	85.8	86.3	81.9	「学校へ行くのが楽しい」「学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかった」と回答した子供が多くなっています。今後も子供たちが楽しく生活できる学級集団づくり、学校づくりをしていきます。
	学級みんなで協力して何かをやり遂げ、うれしかったことがありますか	86.7	84.1	82.1	82.8	
授業に関すること (「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と答えた割合)	自分たちが立てた課題に対して、自ら考え自分から取り組みましたか	75.0	77.7	73.2	74.8	各校において「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が行われています。今後は、書く活動や話し合い活動に取り組みさせる際、「相手意識・目的意識・理由や根拠の明確化」を意識させた授業づくりをしていきます。
	話し合いを通じて、考えを深め、広げることができていると思いますか	73.4	74.1	78.1	72.8	

◇各学校の取組例

- 調査の分析結果を基に、授業力向上のための研修を行いました。
- ドリル学習の成果を競い合い、基礎的な学力向上を図りました。
- 家庭学習において「自学ノート」に取り組み、学びを整理する力をつけるよう取り組みました。

◇今後の取組

- 教育委員会では、成果のあった学校の取組を分析し、各学校に周知します。
- 各学校では、調査の分析結果を基に、自校の取組を点検し、改善を行います。

12月4日(水)～10日(火)は人権週間です

問合せ 人権推進課 人権推進係 (☎ 0739-26-9912)



■12月10日は「人権デー」です

1948年のこの日「世界人権宣言」が国連で採択され、今年で71年目を迎えました。皆さんは、人権の大切さをどのように考えていますか。

市では、12月4日～10日の人権週間中に人権の大切さについて、皆さんに改めて考えていただく機会として、田辺市人権擁護委員協議会・田辺市人権擁護連盟と共同で、街頭啓発をはじめ、様々な取組を行っています。一人ひとりは違いますが、人権は全ての人に平等に保障されるべきものです。自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

■田辺市人権施策基本方針改定版を策定しました

近年、国内の人権を巡る状況を見ると、子供に対す

る虐待をはじめ、女性に対する人権侵害、高齢者や障害のある人等を狙った様々な詐欺被害、学校や職場でのいじめや嫌がらせ、同和問題など、人権に関わる多くの問題が発生しています。また、インターネット上の人権侵害やヘイトスピーチなどの新たな人権侵害も発生しており、人権に関する問題はより複雑化、多様化し、その対応が求められているところではあります。

こうした人権を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応するため、平成31年3月に『田辺市人権施策基本方針改定版』を策定しました。この基本方針は、「一人ひとりが大切にされ、幸せを実感できるまちづくり」の実現に向け、市民、行政及び関係機関が連携して人権施策を推進するための考えや方向性を示したものです。私たち一人ひとりが、様々な人権課題について正しく理解し、日常生活の中でお互いを思いやり、心豊かで明るい社会の実現に努めましょう。

小企画展『原勝四郎と紀南の画家たち』 特集展示『没後50年 鍋井克之』を開催します



問合せ 下記参照

回 12月7日(土)～令和2年1月19日(日)
開 10時～17時(入館は16時30分まで)
休 毎週(ただし1月13日は開館)、12月28日(土)～1月4日(土)、1月14日(火)
場 小企画展 市立美術館
◇特集展示 熊野古道なかにち美術館
◇小企画展 フランスを放浪して帰国した後、当地を離れることなく制作を重ねた洋画家、原勝四郎(1886～1964年)の作品を、交流した紀南の画家たちの作品とともに展示します。

また、近代の紀南地方の画家たちの活動を探る小企画展、「近代紀南の画家II 廣島鋤花」を同時に開催します。

◇特集展示 紀南地方の風景を特に好んで描いた大阪の洋画家、鍋井克之(1888～1969年)の没後50年に当たって、当地をモチーフとした作品を主にした特集展示を行います。

各館 260円(200円)

▶原勝四郎(風景(江津良))
1950年頃
(市立美術館で展示)



※()内は20名以上の団体割引料金です。学生及び18歳未満の方は無料です。その他観覧料の減額や免除の制度もありますので、お問い合わせください。

【展示解説会】
回 12月21日(土)・1月18日(土)
回 12月14日(土)・1月11日(土) 14時～

場 市立美術館
②熊野古道なかにち美術館
◇熊野古道なかにち美術館
0739(24)3770
0739(65)0390